

事務連絡  
平成 30 年 12 年 18 日

産業廃棄物処理業許可申請者 各位

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課 産業廃棄物班

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書の添付書類 (講習会修了証)  
の取扱い変更について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条第二号イ及び第十條の十三第二号イに定める申請者の (特別管理) 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを証明する書類として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター開催の講習会修了証の添付を求めているところですが、平成 31 年 4 月 1 日受付分から下記のとおり取扱いを変更しますので、お知らせします。

記

	変更前	変更後
新規申請時	新規講習会修了証：申請日から起算して 5 年以内に修了したもの 更新講習会修了証：原則使用不可	変更なし
更新申請時	新規講習会修了証 (申請日から起算して 5 年以内に修了したもの) 又は更新講習会修了証 (申請日から起算して 2 年以内に修了したもの) ※優良認定事業者に係る特例はなし。	新規講習会修了証又は更新講習会修了証 (いずれも現行の許可の有効期間内に修了したもの※。ただし、現行許可に係る更新又は新規の許可申請書に添付したものを除く。) ※優良認定を受けている場合は 7 年間の許可有効期間内に修了したものととなります。